

経営環境変化に伴う経営安定化資金について

運転資金融資のごあんない

経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている病院、診療所および介護老人保健施設の経営の安定化を図るための長期運転資金をご融資する制度です。

ご利用いただける方

病院、診療所および介護老人保健施設を開設されている方で、次のような状況により施設の運転資金にお困りの方

- ・ 経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合
- ・ 金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難を来している場合 等

ご融資の条件

| | |
|---------|---|
| 融 資 額 | 病院、介護老人保健施設は1億円以内、診療所は4,000万円以内 (ただし、担保価額の範囲内の額) |
| 融 資 利 率 | 年1.5%(平成21年1月23日現在) |
| 融 資 期 間 | 7年以内(うち据置期間1年以内) |
| 償 還 方 法 | 毎月償還(元金均等) |
| 担 保 | 原則不動産担保の提供が必要となります。 (1,000万円までは無担保融資可能 不動産担保が無い場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能) |
| 保 証 人 | 法人代表者を含め2名以上(個人の診療所は1名以上) (ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可) |
| そ の 他 | 機構で行う経営診断を受けていただきます。 |

お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

開設地が東日本(北海道～三重県)の場合

東京本部 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス9階 医療貸付部医療審査課 TEL03-3438-9937 /FAX 03-3438-0659

開設地が西日本(福井県～鹿児島県)の場合

大阪支店 大阪市中央区南本町3-6-14 イトウビル3階 医療審査課 TEL 06-6252-0219/ FAX 06-6252-0240



経営環境変化に伴う経営安定化資金の制度概要

| 区 分 | 通常の経営安定化資金 |
|-----------------|--|
| 資金の名称 | 経営安定化資金 |
| 貸付対象となる施設及び資金使途 | 1 病院 ・制度改正及び金融環境の変化に伴う経営悪化等への対応のために必要な資金 2 診療所及び老人保健施設 ・慢性的な経営悪化状態又は一時的な特殊要因により生じた資金不足を解消するために必要な資金 等 |
| 限度額 | 病院、介護老人保健施設：1億円以内 診療所：4,000万円以内 |
| 金利 | 2.0%（平成21年1月23日現在） |
| 償還期間 | 原則5年以内（うち据置期間1年以内） |
| 担保 | 原則不動産担保の提供が必要 ただし、1,000万円までは無担保融資可能 |
| 保証人 | 法人代表者を含め2名以上（個人の診療所は1名以上） ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可 |
| 経営診断 | 機構が行う経営診断を受けることが必要 |
| 適用期間 | 通常メニュー |



| 経営環境変化に伴う経営安定化資金 |
|--|
| 経営環境変化に伴う経営安定化資金 （物価高騰に伴う経営安定化資金から変更） |
| 経済情勢の悪化による経営環境の変化により一時的に資金が不足している病院、介護老人保健施設、診療所の経営安定化を図るために必要な資金 ・経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合 ・金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている場合 等 （適用にあたっては、個々の状況等を勘案し柔軟に対応する。） |
| 同左 |
| 1.5%（平成21年1月23日現在）：最優遇金利 |
| 7年以内（うち据置期間1年以内） |
| 原則不動産担保の提供が必要 ただし、 ・1,000万円までは無担保融資可能 ・不動産担保が無い場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能 |
| 同左 |
| 同左 |
| 平成22年3月末まで |